

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で地震災害、風水害その他の災害による大規模停電（第5条において「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれのある場合に、市内の避難所等において非常用電源となる車両（以下「災害時協力登録車」という。）を確保するために、あらかじめ市民等の車両を登録する安曇野市災害時協力登録車制度について必要な事項を定めるものとする。

(対象車両)

第2条 災害時協力登録車として登録できる車両は、当該車両から外部への給電（以下「給電」という。）が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車とする。

(登録の申込み)

第3条 登録の申込みができる者は、登録を希望する車両の自動車検査証記録事項（自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証。以下同じ。）に記載されている使用の本拠の位置が市内にある車両の所有者又は使用者とする。

2 登録を希望する者（次条において「申込者」という。）は、安曇野市災害時協力登録車制度登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）に自動車検査証記録事項の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(登録の決定及び通知)

第4条 市長は、前条第2項に規定する登録の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申込者及び同条第1項の車両を登録するものとする。

2 市長は、前項の審査により登録の可否を決定したときは、申込者にその結果を通知するものとする。

(活動の内容)

第5条 前条第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）又は登録者から同項の規定により登録を受けた車両（以下「登録車両」という。）による活動の依頼を受けた者（以下これらを「協力者」という。）は、市内で大規模停電が発生し、及び市長から要請があったときは、市長が指定する市内の避難所等へ給電するよう努めるものとする。

2 協力者は、前項の規定により給電するときは、避難所等の運営責任者の指示に従うものとする。

3 協力者は、給電が終了したときは、自身の責任において登録車両の移動を行うものとする。

(報酬等)

第6条 市長は、前条の規定により行った給電に係る一切の活動（以下この条において「給電活動」という。）に対する報酬を支払わない。この場合において、給電活動に必要な食費、旅費等の費用は、協力者の自己負担とする。

2 市長は、協力者が給電活動に当たり負傷又は死亡した場合は、市が加入する総合賠償補償保険の規定により保険金を支払うものとする。

3 登録車両からの給電に要した電気代は、市長が実費相当額を支払うものとする。

4 市長は、協力者の給電活動に当たり、登録車両に生じた損害については、賠償の責を負わない。ただし、市長の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(登録の期間)

第7条 登録者及び登録車両を登録する期間（以下「登録期間」という。）は、第4条第1項の規定による登録をした日（以下「登録日」という。）から当該登録日の属する年度の末日又は自動車検査証記録事項の有効期間の満了する日のいずれか早い日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、安曇野市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱(平成17年安曇野市告示第115号)に規定する電気自動車に係る補助金の交付を受けている者及びその者が所有する電気自動車の登録期間は、当該電気自動車の自動車検査証記録事項の有効期間の満了する日までとする。

3 登録期間が登録日の属する年度の末日である登録者及び登録車両については、当該登録期間内に、翌年度の登録について登録者から市長へ解除の申出がない限り、登録期間を翌年度の末日又は自動車検査証記録事項の有効期間の満了する日のいずれか早い日まで延長するものとし、以後同様とする。

(登録内容の変更)

第8条 登録者は、第3条第2項の規定により提出した登録申込書又は自動車検査証記録事項の記載内容に変更があったときは、安曇野市災害時協力登録車制度登録内容変更届出書（様式第2号）に変更後の自動車検査証記録事項の写しを添付して、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、前条第3項に規定する登録の延長の手続については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録者及び登録車両の情報を修正するものとする。この場合においては、前条第1項及び第3項の規定を準用する。

(登録の解除)

第9条 第3条第1項に規定する登録の要件を喪失した登録者又は登録の解除を申し出る登録者は、安曇野市災害時協力登録車制度登録解除申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に規定する申出書の提出を受けたときは、当該申出を行った登録者に係る登録を解除するものとする。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を解除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障のため活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 第3条第1項に規定する登録の要件を喪失したとき。
- (4) 自動車検査証記録事項の有効期間の満了する日から30日以上連絡がとれないとき。
- (5) 虚偽の申込みにより活動をする等の信義に反する行為を行ったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録が不適格であると市長が認めるとき。

4 市長は、前2項の規定により登録を解除したときは、登録者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、安曇野市災害時協力登録車制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。